

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、当そ)

目 次

◇告 示 字の区域の変更等

土地改良法による換地処分

土地改良事業の認可(二件)

県営土地改良事業の工事の完了

土地収用法による事業の認定

遊技機の型式の認定

告 示

鳥取県告示第五十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による小原地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

字の名称	区域を変更する
大字原字淵河辺上	同上の区域(昭和五十九年一月一日現在の地番による。)
大字原字淵河辺上	大字原字淵河辺上のうち九〇七、一二八三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字原字辻り岩	大字原字淵河辺上九〇七、一二八三及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字原字福王尻	大字原字辻り岩の全域
大字原字八反田	大字原字福王尻九六四、九六五の一、九六五の二及びこれらと一体をなす国有地
大字原字八反田東	大字原字福王尻のうち九六四、九六五の一、九六五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

## 鳥取県告示第五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、西伯町が行う土地改良事業に係る小原地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業（地域農業拠点整備事業大谷地区区画整理）を昭和六十一年一月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第五十五号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第一百十三条の二第三項の規定により告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
県営ほ場整備事業八東地区（第三工区）ほ場整備	昭和六十年三月二十五日

## 鳥取県告示第五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項に

## 鳥取県告示第五十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき

おいて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業（地域農業拠点整備事業日原地区区画整理）を昭和六十一年一月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年一月二十四日

規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

昭和六十一年一月二十四日

- 一 起業者の名称 日吉津村  
 二 事業の種類 海浜運動公園整備事業  
 三 起業地  
 1 収用の部分 西伯郡日吉津村大字日吉津  
 2 使用の部分 なし  
 四 土地收回法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所  
 日吉津村役場

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	スーパー七パートⅢ	
	デルタエースⅡ	株式会社大一商会
ハードロックⅡ		
ルーキーZ—〇—六		
バトルライダーピー		
スーパープラボーヴ		株式会社ソフィア
シャトルA	株式会社三共	

## 公安委員会告示

### 鳥取県公安委員会告示第九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する